



知財取引指針概要説明資料

知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針

令和8年6月

1. 指針策定までの経緯
2. 知財取引指針の構成・特徴
3. 知財取引指針の内容
4. 相談窓口等



発注者に図面やノウハウを無償で提供するように要求されたら、当然に受け入れていませんか？



指針7ページ以降
「情報の管理」
を要チェック！



従前からの商慣習を理由に、NDAの締結を諦めていませんか？



知的財産権の譲渡やライセンスの対価の交渉を諦めていませんか？



指針28ページ以降
「知的財産権等の価値の
適切な評価」
を要チェック！



発注者に権利を全部渡すのは、仕事をもらうための当然の「条件」だと思っていないませんか？



自社が独自に開発した発明であっても、共同出願とされることを当然に受け入れていませんか？



指針55ページ以降
「出願干渉」
を要チェック！



知財訴訟のリスクを全面的に押し付けられることが当然になっていませんか？



指針57ページ以降
「知財訴訟等のリスク転嫁」
を要チェック！



共同研究開発に貢献したのに、一方的に取引先の単願とされることを受け入れていませんか？



指針63ページ以降
「共同研究開発等」
を要チェック！

1. 指針策定までの経緯

指針策定までの経緯①

閣議決定資料

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（抜粋）（令和7年6月閣議決定）

「中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定する（ほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。）」

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（抜粋）（令和7年6月閣議決定）

「中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。」

指針策定までの流れ

実態調査を踏まえ、実態調査報告書を作成。当該調査も踏まえ、知財WGにおいて指針に関する御意見をいただき、その後、公正取引委員会・中小企業庁・特許庁の連名で指針を策定。

実態調査

知財WGでの議論

実態調査報告書

知財WG報告書

指針の策定等

指針策定までの経緯②

- R6.12 **企業取引研究会報告書公表**
知的財産・ノウハウの取引適正化のため、幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドライン等の見直しにつなげる
- R7.6 **「経済財政運営と改革の基本方針2025」 「新資本実行計画2025年改訂版」**
中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定する
- R7.8 **第1回「知的財産取引適正化ワーキンググループ」**
知財取引適正化に向けたこれまでの取組と、実態調査の実施について議論
- R7.9 **実態調査の開始**
91業種 4万社を対象に、アンケート調査やヒアリング調査を実施
- R8.2 **第4回「知的財産取引適正化ワーキンググループ」**
実態調査報告書案、知財WG報告書案について議論
- R8.3.11 **実態調査報告書、知財WG報告書の公表**
実態調査報告書において、71事例を類型化して独占禁止法等の考え方を公表
知財WG報告書において、策定する指針の方向性を示す
- R8.3～4 **知財取引指針の原案公表、意見公募手続実施**
実態調査の結果や、知財WG報告書で示された指針の方向性を踏まえ、原案を作成・公表
- R8.6.24 **知財取引指針の公表**

2. 知財取引指針の構成・特徴

指針の構成と特徴

本指針の特徴

目的：知的財産権等の取引環境の整備や知的財産権等に係るリテラシーの向上によるイノベーションの促進

- ✓ 知的財産権に限らず、**ノウハウやデータを含め、全業種を対象**とした包括的かつ横断的な考え方を提示
- ✓ 知的財産権等の不当な吸い上げ行為を中心に、**独占禁止法（優越的地位の濫用）等の考え方を提示**
- ✓ 適切な知財取引に向けた基本的な対応方針、競争政策上の望ましい対策やその実践例を提示
- ✓ **様々な対価設定方法**(レベニューシェア等)**や設定の在り方**(成果物の工賃と知的財産権等の対価の区分等)を提示
- ✓ 本指針の内容に関して、活用可能な**相談窓口や体制を幅広く紹介**

情報の管理

知的財産権等の価値の適切な評価

その他の行為類型

①基本的な考え方【中企庁・特許庁】：知財取引に係るあるべき姿を提示

○秘密情報等に対する開示要請等

- ・事前承諾のない秘密情報の取得・開示要請を行わないこと

○NDAの締結

- ・NDAの締結拒否、片務的NDAの締結をしないこと

○ノウハウ等の取扱い

- ・合理的範囲を超えるノウハウ等の提供を求めないこと

○知的財産権等の適切な評価

- ・知的財産権等の価値を適切に評価し、対価を決定すること
- 対価設定の選択肢の拡充
 - ・受注者からの対価設定方法の提案に対して十分協議すること
- 成果物の対価と知的財産権等の対価の区分
 - ・受注者からの対価の区分の希望に対して十分に協議すること

○出願干渉

- ・企業が単独で行うべき出願等に干渉しないこと
- 知財訴訟等のリスク転嫁
 - ・知的財産権に関する紛争の責任を一方的に転嫁しないこと
- 共同研究開発等
 - ・共同研究開発の成果の帰属は貢献度で決定し、一方に単独で帰属させるときには、適切な対価を支払うこと

②基本的な対応方針【中企庁・特許庁】：例えば、ノウハウ流出防止に向けた情報管理の対応方針等、基本的な考え方を実現するための方策を提示

➢ 自社が有する秘密情報の整理・管理

➢ 公平かつ適切な範囲のNDAの締結

➢ 工場見学時の秘密情報の管理

➢ 契約締結時における対価の支払条件等の明確化

➢ 知的財産権等の様々な価値評価手法による対価設定等

➢ 双方に期待される役割分担の明確化

➢ 共同研究開発前に保有していた情報の適切な管理等

指針の構成と特徴

情報の管理

知的財産権等の価値の適切な評価

その他の行為類型

③独占禁止法等の考え方及び問題となり得る事例【公取委】：実態調査報告書で示した事例・独占禁止法等の考え方を提示

独占禁止法（優越的地位の濫用）等の問題となるおそれがある行為（※）として、本指針では下記について考え方を示し、問題となり得る約70事例を掲載している。

※自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に行われる場合に優越的地位の濫用として問題となる。

○ノウハウ等の一方的な開示要請
（工場見学の場面など）

○NDAの締結拒否

○片務的なNDAの締結

○知的財産権等の不当な対価設定

・取引の対価や対価設定方法の一方的決定 等

○知的財産権等の不当な譲渡要請等

・著作権等の無償譲渡・許諾の要請
・無償の技術指導、試作品製造要請等

○出願干渉

・一方的な特許出願制限の要請

○知財訴訟等のリスク転嫁

・損害賠償責任の負担要請

○共同研究開発等

・知的財産権の一方的帰属

・共同研究開発の成果の利用制限等

④競争政策上の望ましい対応【公取委】：独占禁止法等違反の未然防止の観点から、当事者間における適切な協議の必要性等を提示

➤ 取引条件について、取引の相手方に提示した上で、提示した理由について十分に説明するなど、取引条件をあらかじめ明確にして、十分協議した上で決定することや、当該取引条件を事実上の商慣習として扱うのではなく、書面で明示するなど、記録に残しておくことが望ましい。

⑤実践例【中企庁】：適切な知財取引に向けた事例を提示【約50事例】

✓ ノウハウ等の提供要請等への対応に関する取組

・取引段階別（①契約締結前、②契約段階、③情報開示段階）の取組事例

✓ NDAの締結に関する取組

・NDA締結の徹底や締結時期に配慮している事例

✓ 知的財産権等の対価設定に関する取組

・利用範囲や許諾外の利用行為の制限など、適切な対価設定に向けた事例

✓ 知的財産権等の対価設定方法の選択肢

・多様な対価設定方法に関する事例

✓ 発明者に特許を受ける権利が帰属する点を確認する取組

✓ 知財訴訟に関する条項の協議に関する取組

✓ 共同研究開発の成果の適切な帰属・分配に向けた取組

【参考】優越的地位の濫用規制の概要

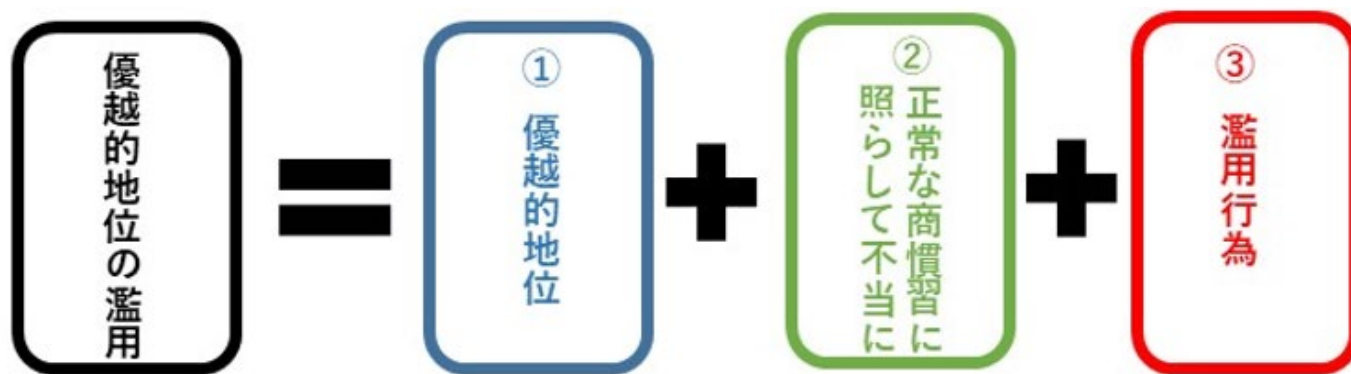
独占禁止法は、取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることを禁止（あらゆる取引が規制対象）。

【規制趣旨】

優越的地位の濫用は、

- ・取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- ・取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

→公正な競争を阻害するおそれ



○ 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（優越ガイドライン）

- ・法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性を高めるため作成
- ・全ての業種が対象
- ・過去の事例を基に「具体例」を、また、行為類型ごとに「想定例」を記載

知財取引指針における用語の定義

■ 知的財産権

- ・ 知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に掲げられた権利（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権及びその他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利）をいう。
- ・ また、下記の「ノウハウ」及び「データ」を含め、「知的財産権等」という。

■ ノウハウ

- ・ ノウハウ・発明等のうち、知的財産権として保護されていないものをいう。例えば、図面、レシピ、工程表、成分表等のほか、技術指導等の職人が持つ特殊な加工技術等、営業・マーケティングに係るビジネスノウハウを含むノウハウ・発明等を指す。
- ・ データ全般については、「データ」に含めるものとした。また、「データ」を含めて「ノウハウ等」という。

■ データ

- ・ 例えば、CADデータ等の技術上又は営業上の情報が記載された技術資料、技術指導等の役務の過程で生じる情報、生産設備・機械部品等の稼働状況等を示す各種（回転数、温度、圧力、角度、稼働時間等）の産業データ、研究開発の過程で生じるデータ（観測データや実験データ等）、3次元データ、顧客データ等のデータ等をいう。
- ・ なお、技術情報に限らず、営業・マーケティング系のビジネスデータ、顧客データも「データ」に含むものとする。

■ NDA

- ・ NDA（Non Disclosure Agreement の略。）とは、自社が秘密として管理する情報を他者に開示する際に、当該情報が当事者以外に流出しないように、また、契約で定められた一定の目的以外に当該情報が流出しないように締結する契約のこと。

■ PoC（技術検証）

- ・ PoC（Proof of Concept の略。）とは、想定している機能・性能を有しているか、顧客価値を実現できるか等、実現可能性や効果について検証すること。

3. 知財取引指針の内容

1 情報の管理

基本的な考え方【中企庁・特許庁】

● 秘密情報の取扱い・秘密保持契約（NDA）の締結について

- ✓ 秘密情報について、**相手方の事前の承諾を得ることなく、取得したり、開示を強要したりしないこと。**
- ✓ 相手方から事前に明示的に**承諾を得ることなく秘密情報を利用したり、第三者へ開示しないこと。**
- ✓ 相手方の意思に反して、事前のNDAの締結なく、相手方の秘密情報を知り得る行為をしないこと。
- ✓ NDAを締結する場合は、双方からの秘密情報の開示が想定されるにもかかわらず、一方当事者のみが秘密保持義務を負う内容のもの（**片務的なNDA**）としないこと。
- ✓ 自己の内規や契約書ひな形、従前の取引慣行のみを理由として、**NDAの締結拒否等をしないこと。**

● ノウハウ等の取扱い

- ✓ **合理的に必要な範囲を超えて、相手方の有するノウハウ等の提供を求めないこと。**
- ✓ 取引の目的物とされていない**金型等設計図面や設計・加工データ等の提供を強制しないこと。**
- ✓ 監査等の目的のため、ノウハウ等の提供を受ける必要がある場合は、必要な範囲を超えてノウハウ等の提供を求めないこと。
- ✓ **試作品そのものや技術指導の過程で得た相手方のノウハウ等を秘密情報として取扱うこと。**
- ✓ 自己の内規や従前の取引慣行のみを理由として、ノウハウ等の開示を要請しないこと。

基本的な対応方針【中企庁・特許庁】

- **自社が有する秘密情報の整理・管理**：自社情報の中で秘匿すべき情報を特定、開示レベルを整理すること。
- **公平なNDAの締結**：当事者双方が秘密保持義務を負う双務型のNDAを締結すること。
- **適切な範囲のNDAの締結**：NDA締結に際し、秘密情報の範囲と使用目的を設定すること。
- **工場見学時の秘密情報の管理**：工場見学時に秘密情報を管理すること（例：秘密保持誓約書への署名）。

1 情報の管理

独占禁止法の考え方【公取委】

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、

一方的な開示要請（工場見学等）

・ 正当な理由がないのに、工場見学等を実施し技術情報の無償提供等を要請する場合や、その他技術情報、設計図面情報、産業データの無償提供等を要請する場合

NDAの締結拒否等

・ 一方的に、NDAの締結拒否、片務的なNDAの締結を要請する場合

- 当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、**優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。**

競争政策上の望ましい対応【公取委】

独占禁止法（優越的地位の濫用）等の問題行為となるリスクを未然に防止するため、契約を締結する際には、当該ノウハウ等の使用目的、対象、範囲、対価、その設定方法、NDAに関する条項等の取引条件について、取引の相手方に提示した上で、当該取引条件を提示した理由について十分に説明するなど、取引条件をあらかじめ明確にして、十分協議した上で決定することが望ましい。さらに、当該取引条件を事実上の商慣習として扱うのではなく、書面で明示するなど、記録に残しておくことが望ましい。

1 情報の管理

問題となり得る事例（一方的な開示要請）【公取委】

例：設計図面情報を無償で提供させられた例（事例1-9）

金型の製造やメンテナンスを行うため、設計図面データを提供するように。



発注者

①事前の取決めなく金型の設計図面データ等の無償提供を要請

②設計図面データ等の無償提供



受注者

今後の取引への影響を懸念し、無償提供の要請に応じざるを得ない。

技術情報の開示要請

取引先から、社外秘のノウハウが記載された資料を開示する旨の条項を含む契約書の締結を要請された。修正を求めたものの、契約書のひな形は変えられないとの理由で修正を拒否され、一方的に開示させられた。

(1-3・倉庫業)

設計図面情報の開示要請

取引先から、取引先で金型の製造やメンテナンスを行うためという理由で、事前の取決めがないにもかかわらず、当該金型の設計データを無償で提供させられた。

(1-9・生産用機械器具製造業)

設計図面情報の開示要請

取引先から、契約内容に含まれていないにも関わらず、安全性に係る調査の名目で、調査に必要な範囲を超えて設計図面データ等を無償で提供させられた。

(1-10・印刷・同関連業)

工場見学の要請

取引先から、試作品の製造途中の段階で、機密性が高い情報を含む製造工程の写真を無償で提供させられた。

(1-12・金属製品業)

工場見学の要請

取引先から、監査を名目とした工場見学の際に、実際には特許申請に利用する目的で、社外秘の情報を提供させられた。

(1-13・パルプ・紙・紙加工品製造業)

産業データの開示要請

取引先から、発注内容に含まれていない機械の稼働時間や生産性等のデータを無償で提供させられた。

(1-15・鉄鋼業)

1 情報の管理

問題となり得る事例（NDAの締結拒否等）【公取委】

例：NDAの締結を拒否された事例（事例1 - 16）

手続が煩雑になるため、NDAの締結はしない。



発注者

①NDAの締結の要求

②拒否



受注者

社外秘データの漏えいを防止するため、NDAを締結したい。

NDAの締結拒否

取引先に対し、社外秘データの漏洩を防止するため、NDAの締結を求めたが、手続が煩雑なることを理由に、一方的にNDAの締結を拒否され、受け入れざるを得なかった。

(1-16・プラスチック製品製造業)

NDAの締結拒否

取引先に対し、取引開始に当たりNDAを締結するよう求めたが、NDAの締結は必要ないと一方的に断られ、今後の取引への影響を考慮し、受け入れざるを得なかった。

(1-17・情報サービス業)

片務的なNDAの締結

取引先から、取引先の秘密情報の保持を厳格に求められる一方、取引先は、自社の秘密情報をグループ会社へ提供できる片務的なNDAの提供を一方的に要請され、ひな形であることを理由に修正協議に応じてもらえず、受け入れざるを得なかった。

(1-18・プラスチック製品製造業)

片務的なNDAの締結

取引先から、自社だけが取引先の秘密情報の保持義務を負う一方的に不利な内容の契約締結が要求され、受け入れざるを得なかった。

(1-19・情報通信機械器具製造業)

片務的なNDAの締結

取引先から、自社には無制限の秘密保持義務や目的外使用禁止が課される一方で、取引先には秘密保持義務が課されず、自社の製品情報・特許権を自由に無償で使用・実施できる旨の契約を一方的に提示され、当該条項の修正を求めたが、応じてもらえず、受け入れざるを得なかった。

(1-21・生産用機械器具製造業)

1 情報の管理

実践例【中企庁】



受注者の取組



発注者の取組

1 秘密情報を含むノウハウ等の管理・提供要請への対応に関する取組

契約締結前段階

自社の秘密情報を開示可能情報と非開示情報とに分けて整理し、非開示情報はNDAを締結しても開示しない。
(1-1・ゴム製品製造業)

コア部品の設計図は一切社外には出さず自社工場で製造した上で、その他の部品は複数社に委託し、製品の全体像が分からないようにしている。(1-4・電気機械器具製造業)

契約締結段階

技術・ノウハウの流出を防ぐため、工場監査や見学等を一切受け入れず、品質監査では製品の検査データを提出するという条件で取引先に納得してもらっている。(1-5・金属製品製造業)

情報開示段階

取引先に図面設計データを開示する際は、重要情報である寸法情報等を削除した上で開示している。
(1-9・生産用機械器具製造業)

2 NDAの締結に関する取組

NDA締結の徹底

技術内容等について踏み込んだ話をする前には秘密保持契約の締結を依頼しているが、締結を嫌がるような相手とは取引をすべきでないと考えている。(1-12・金属製品製造業)

NDA締結時期等への配慮

なるべく早期のNDA締結を意識し、商談で非公知情報に踏み込む可能性が生じた段階でNDAを締結することとしている。(1-16・化学工業)

取引先から工場検査を受ける際には、その都度、秘密保持に関する書面に署名を求めることとしている。
(1-18・食料品製造業)

NDA条項への配慮

NDAにおいて、提供物の成分分析を実施しないことや、余剰分は廃棄等を行う旨定めるよう求めている。
(1-19・化学工業)

自社が提供した試作品等から自社技術が漏洩しないように、NDAにリバースエンジニアリング（製品等を分析・解析し設計や構造等を明らかにすること）を禁止する条項を入れている。(1-21・電気機械器具製造業)

2 知的財産権等の価値の適切な評価

基本的な考え方【中企庁・特許庁】

● 総論

- ✓ 知的財産権等について、**無償、又は相応の対価を支払うことなく、提供を強要しないこと。**
- ✓ 知的財産権等の提供を受ける際は、**創出に要した費用や将来的な利益等も考慮し対価を決定**すること。

● 対価設定の選択肢の拡充

- ✓ 受注者からの対価設定方法（支払方法）の提案に対しては、その要否や内容について、十分協議を行うこと。
- ✓ 自己の内規や従前の取引慣行のみを理由として、**特定の対価設定方法を当然の前提としないこと。**

● 取引の目的である成果物とそれに関連する知的財産権等の対価との区分け

- ✓ 受注者から、「成果物に係る対価」と「成果物に関連する知的財産権等の提供に係る対価」を区分して整理することを希望された場合には、十分協議を行うこと。
- ✓ 上記区分の実施の有無を問わず、成果物の制作費用のみを基準として、知的財産権等の経済的価値が適切に反映されていない著しく低額な対価を、一方的に決定しないこと。

基本的な対応方針【中企庁・特許庁】

- **契約締結時における対価の支払条件及び対価の明確化**
- **知的財産権等の取引形態（譲渡・利用許諾（ライセンス）など）の選択**
- **知的財産権等の価値評価手法（①原価法、②取引事例比較法、③収益還元法）の検討**
- **ライセンス料の支払方法（イニシャルフィー、ランニングロイヤルティ）の検討**
- **譲渡対価の支払方法（一括払、レベニューシェア方式）の検討。**
- **取引の目的である成果物とそれに関連する知的財産権等の対価の明確化**

2 知的財産権等の価値の適切な評価

独占禁止法の考え方（知的財産権等の不当な対価設定等）【公取委】

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、

取引の対価の一方的決定

・一方的に、著しく低い対価で知的財産権等の取引を要請する場合

知的財産権等の対価の不設定

・知的財産権等の創出に係る費用等を考慮せずに、一方的に、著しく低い対価で取引を要請する場合

対価設定方法の一方的決定

・知的財産権等の種類や内容、受注者において要したコスト、類似取引における対価、対象となる製品等の売上げ見込み等を考慮することなく、一方的に、対価設定方法を決定し、その結果、著しく低い対価で知的財産権等の取引を要請する場合

- 当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、**優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。**

競争政策上の望ましい対応【公取委】

独占禁止法（優越的地位の濫用）等の問題行為となるリスクを未然に防止するため、契約を締結する際には、当該知的財産権等に係る帰属、対価、その設定方法等の取引条件について、取引の相手方に提示した上で、当該取引条件を提示した理由について十分に説明するなど、取引条件をあらかじめ明確にして、十分協議した上で決定することが望ましい。その際は、創出に係る費用についても対価に反映させることも重要となる。さらに、当該取引条件を事実上の商慣習として扱うのではなく、書面で明示するなど、記録に残しておくことが望ましい。

2 知的財産権等の価値の適切な評価

問題となり得る事例（知的財産権等の不当な対価設定等）【公取委】

例：取引の対価を一方的に決定された事例（事例2-2）

当社の契約書ひな形どおり、著作権は譲渡するように。



発注者

①著作権の譲渡要請

②二次利用時の対価設定を要請

③拒否

④著作権を譲渡



受注者

二次利用をする場合には、別途対価をもらいたいが、著作権を当然に譲渡させられる。

取引の対価の一方的決定

取引先から、一方的に、著しく低い対価で納品物の著作権を譲渡する内容の契約書を提示された。発注時に示された利用範囲外の二次利用を行う場合には別途対価に係る協議を行う旨契約書に含めるよう依頼したが、ひな形であるとの理由で拒否された。

(2-2・専門サービス業)

取引の対価の一方的決定

設計図面の作成・納入に当たり、作成に時間を要することや、設計図面の納入により外注される可能性を踏まえ、現在の何倍もの対価を請求したいが、著しく低い対価を受け入れざるを得ない。

(2-5・業務用機械器具製造業)

知的財産権等の対価の不設定

著作権の譲渡対価を設定してほしいと考え、取引先に著作権の対価について協議の場を設定してもらおうよう求めたが一切対応してもらえず、一方的に示された、著作権分の対価を考慮すると著しく低い対価での取引を受け入れざるを得なかった。

(2-6・映像・音声・文字情報制作業)

知的財産権等の対価の不設定

取引先に対して、これまでの慣習とは異なることを求めて取引を打ち切られることを懸念し、自社のノウハウである設計図面の対価を請求できず、当該対価がない著しく低い対価での取引を受け入れざるを得なかった。

(2-7・プラスチック製品製造業)

対価設定方法の一方的決定

取引先から、対価の支払い方法について、自社が望む方法（レベニューシェア方式）ではなく、一方的に一括払で支払うこととされた。協議を求めたが応じてもらえず、受け入れざるを得なかった。

(2-8・専門サービス業)

対価設定方法の一方的決定

取引先から、知的財産権等の対価設定において、その種類や内容に応じて、一括払や製品売上げに応じた対価設定等を選択したいと申し出たが、一方的に固定の支払方法を設定された。

(2-9・食料品製造業)

2 知的財産権等の価値の適切な評価

独占禁止法の考え方（知的財産権等の不当な譲渡要請等）【公取委】

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、

著作権の無償譲渡の要請

・正当な理由がないのに、著作権の無償提供等を要請する場合

無償ライセンスの要請

・正当な理由がないのに、ライセンスの無償提供等を要請する場合

著作権の帰属条項の設定

・正当な理由がないのに、著作権の無償譲渡等を要請する場合

著作者人格権の不行使条項の設定

・一方的に（※）、著作者人格権の行使を制限する条件を設定する場合

中間成果物等の譲渡要請等

・正当な理由がないのに、中間成果物等の無償提供等を要請する場合

無償の技術指導、技術検証（PoC）、試作品製造等の要請

・正当な理由がないのに、無償での技術指導等を要請する場合

- 当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、**優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。**

（※）例えば、受注者において著作者人格権の行使を必要とすることが想定される場合等において、著作者人格権の不行使条項の内容等を踏まえた相応な対価の支払又は著作者人格権の権利ごとに個別に別段の定めを設けるなどの著作者人格権を不行使とすることへの取引の条件について協議をすることなく、発注者により著作者人格権の不行使が規定された契約書のひな形を押しつける場合など、著作者人格権に係る取引の条件等について協議交渉が十分に行われない場合には一方的な設定と評価され得る。

競争政策上の望ましい対応【公取委】

独占禁止法（優越的地位の濫用）等の問題行為となるリスクを未然に防止するため、契約を締結する際には、当該知的財産権等に係る帰属、対価、その設定方法等の取引条件について、取引の相手方に提示した上で、当該取引条件を提示した理由について十分に説明するなど、取引条件をあらかじめ明確にして、十分協議した上で決定することが望ましい。その際は、創出に係る費用についても対価に反映させることも重要となる。さらに、当該取引条件を事実上の商慣習として扱うのではなく、書面で明示するなど、記録に残しておくことが望ましい。

2 知的財産権等の価値の適切な評価

問題となり得る事例（知的財産権等の不当な譲渡要請等）【公取委】

例：無償でのライセンスを実施させられた事例（事例2-16）

共同出願をしないのであれば、無償でライセンスするように。



発注者

①受注者独自の発明を共同出願にするよう要請

②協議

③受注者単独での出願を認める代わりに、発注者への無償ライセンスを認めるよう一方的に要請



受注者

自社独自の発明なので、共同出願も取引先への無償ライセンスも認めたくないが、受け入れざるを得ない。

著作権の無償譲渡の要請

取引先から、制作したデザインの著作権の譲渡を一方的に求められたため、二次利用分を含む譲渡対価を請求したが、これを拒否され、取引終了を示唆されたため、無償で譲渡せざるを得なかった

(2-12・映像・音声・文字情報制作業)

無償ライセンスの要請

取引開始前から独自に開発していた発明について、取引先から共同での特許出願を要請された。協議の結果、自社での単独出願を認める代わりに、取引先に無償でライセンスさせられた。

(2-16・専門サービス業)

著作権の帰属条項の設定

著作権法上自社に帰属する著作権について、取引先から、一方的に当該取引先に帰属する旨記載されている契約書を締結させられ、著作権を無償で譲渡せざるを得なかった。

(2-17・映像・音声・文字情報制作業)

著作者人格権の不行使条項の設定

取引先から、一方的に、氏名表示権を行使できない条件の契約書の締結を要請された。自社はエンドロール等における氏名表示を実績のアピールしたいと考えており、見直しを求めたが応じてもらえず、契約の締結に応じざるを得なかった。

(2-20・映像・音声・文字情報制作業)

中間成果物の譲渡要請

取引先から、完成品とは別に、契約内容に含まれていない中間成果物に係るデータの無償提供を一方的に要請された。対外秘としたかったが、無償提供に応じざるを得なかった。

(2-21・映像・音声・文字情報制作業)

技術指導の無償提供

取引先から、有償で想定していた技術指導を無償で行うことを要請され、受け入れざるを得なかった。

(2-28・その他の製造業)

技術検証 (PoC) の無償提供

取引先から、一方的に、無償でPoCの成果物を提供するよう要請され、応じざるを得なかった。

(2-29・情報サービス業)

試作品等の無償提供

取引先から、取引先の関連会社にノウハウを横流しする目的を秘されたまま、一方的に、試作品を無償で提供させられた。

(2-33・電気機械器具製造業)

2 知的財産権等の価値の適切な評価

実践例【中企庁】

受注者の取組 発注者の取組

1 知的財産権等の対価設定に関する取組

適切な対価設定の取組

著作権を譲渡する場合としない場合の2通りの見積書を示し、著作権に係る対価を明確にしている。
(2-1・映像・音声・文字情報制作業)

利用範囲の明確化

制作したキャラクターの著作権について、自社のひな形を提示し、自社に一切の権利を帰属するものとした上、利用許諾の範囲を定めるようを協議している。(2-5・映像・音声・文字情報制作業)

許諾外行為の対価設定

当初合意した利用範囲を超えて二次利用する場合、別途料金について協議することを見積書に記載している。
(2-6・専門サービス業(他に分類されないもの))

試作品製造等に対価を得ている事例

試作品の製造費用に加えて、自社技術に対する対価も含めて取引先に請求している。(2-10・その他の製造業)

発注者の取組

金型の修理等に必要として金型の図面設計データの提供依頼を行う際は、自ら提案して取引先が納得する対価を支払い、図面設計データの利用権限を付与してもらっている。(2-12・生産用機械器具製造業)

2 知的財産権等の対価の設定方法に関する選択肢

デザインに関する著作権は譲渡、システムに関する著作権はライセンスとしている。(2-15・情報サービス業)

発注者から提示される売行き予測の提示を受けた上で、ライセンスの対価を一括払にするか、売上げに応じた対価を設定するか選択している。(2-16・情報通信機械器具製造業)

キャラクターデザインにおける著作権譲渡の際の二次利用に係る対価はレベニューシェアにしており、その単価は業界の相場を参考にしている。(2-18・映像・音声・文字情報制作業)

市場拡大を見込めない製品は一括払のみとし、十分な売上げを得られそうな製品は一時金、売上額・販売台数に応じた額を設定している。(2-24・電気機械器具製造業)

3 その他の行為類型（出願干渉・知財訴訟等のリスク転嫁）

基本的な考え方【中企庁・特許庁】

- 出願干渉について

✓ 受注者が独自に開発した発明等の出願など、**企業が単独で行うべき出願等に干渉しないこと。**

- 知財訴訟等のリスク転嫁について

✓ **第三者との間に生じる知的財産権上の責任や負担を、受注者に一方的に転嫁しないこと。**

✓ 第三者が有する知的財産権を侵害しないことの保証に係る責任の所在については、発注者、受注者間の明示的な協議の上で決定すること。

基本的な対応方針【中企庁・特許庁】

- 出願干渉について

➤ **出願干渉による共同出願のリスク（特許を受けることができない又は無効となる可能性）の理解**

- 知財訴訟等のリスク転嫁について

➤ **責任の所在の明確化**：契約書において、知財訴訟が生じた際の責任分担を明記すること。

➤ **賠償責任の制限等**：損害賠償責任に係る契約の締結の際、賠償額に制限を設ける等の工夫をすること。

3 その他の行為類型（出願干渉・知財訴訟等のリスク転嫁）

独占禁止法の考え方【公取委】

取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、

出願干渉

・一方的に、受注者が開発した技術の特許出願の制限等を要請する場合

知財訴訟等のリスク転嫁

・正当な理由がないのに、当該取引の成果に基づく商品・役務の損害賠償責任の負担を要請する場合

- 当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、**優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。**

競争政策上の望ましい対応【公取委】

独占禁止法（優越的地位の濫用）等の問題行為となるリスクを未然に防止するため、

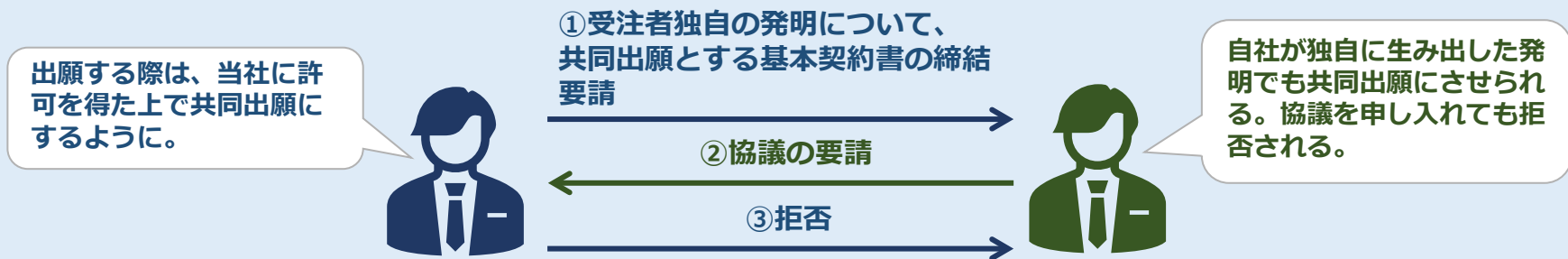
- ①事前報告をしなければならない範囲や発明の帰属（共同出願の要否等）といった取引条件（出願干渉）
- ②発注者にのみ帰責事由があるときは、発注者が自ら紛争解決責任を負わなければならないが、また、受注者に一定の帰責事由があったときでも、発注者と受注者は、各々の帰責事由の内容や、各々が獲得した利益等を考慮した結果、正当といえる範囲で紛争解決責任を分担すべき、という点に留意し、それらの点を考慮した取引条件（知財訴訟等のリスク転嫁）

について、取引の相手方に提示した上で、当該取引条件を提示した理由について十分に説明するなど、取引条件をあらかじめ明確にして、十分協議した上で決定することが望ましい。さらに、当該取引条件を事実上の商慣習として扱うのではなく、書面で明示するなど、記録に残しておくことが望ましい。

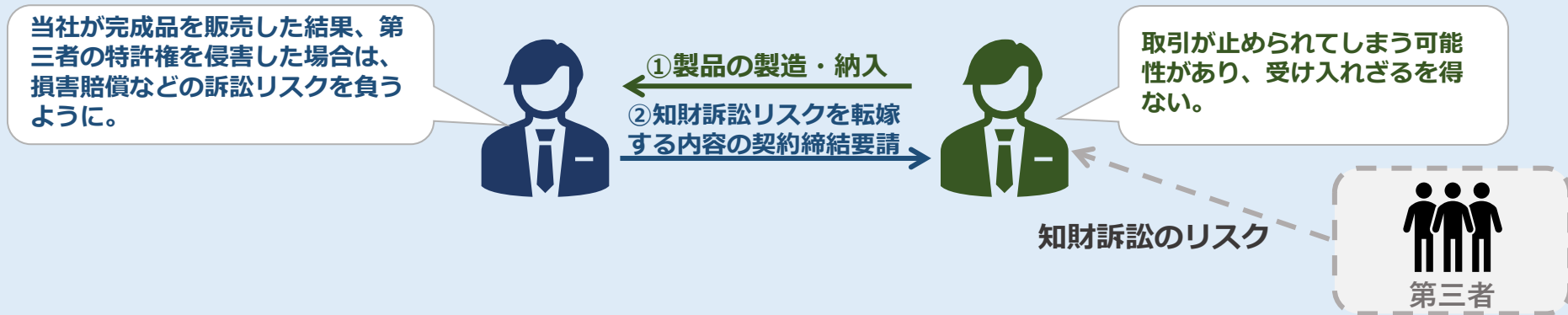
3 その他の行為類型（出願干渉・知財訴訟等のリスク転嫁）

問題となり得る事例（出願干渉・知財訴訟等のリスク転嫁）【公取委】

例：出願を干渉された事例（事例3-1）



例：知財訴訟のリスクを転嫁された事例（事例3-2）



出願干渉

共同研究開発に係る取引において、取引先から、自社で独自に生み出した発明でも、取引先との共同出願にする旨記載されている契約書の締結を要請され、締結を受け入れざるを得なかった。

(3-1・生産用機械器具製造業)

知財訴訟等のリスク転嫁

取引先の指示に基づいて自社が製造した製品について、その完成品を販売するなどした結果、第三者の特許権を侵害した場合には、自社のみが損害賠償責任を負う一方的に不利な契約の締結を要請され、受け入れざるを得なかった。

(3-2・金属製品製造業)

3 その他の行為類型（出願干渉・知財訴訟等のリスク転嫁）

⑤実践例【中企庁】

1 出願干渉に係る実践例

発明を適切に保護するため、特許を受ける権利が発明者に帰属することを確認している事例

取引基本契約において、特許出願の主体を事前に整理することとしており、発明者ベースで帰属先を決めることを基本とする旨の条項を締結している。

(3-1・はん用機械器具製造業)

2 知財訴訟等のリスク転嫁に係る実践例

知財訴訟に関する条項について取引先と協議を行っている事例

第三者の知財侵害が発注者の指示に起因する場合や権利調査時に未公開の特許権等に関するものである場合には、自社が免責される旨契約書に入れてもらうこととしている。

(3-2・はん用機械器具製造業)

第三者の著作権侵害に関する知財訴訟リスクについて、海外における訴訟リスクを回避するため、自社が保証する範囲を日本国内で提起された訴訟に限定することに加え、訴訟対応が生じた際の自社負担額について制作代金を上限とする旨の条項を締結することとしている。

(3-3・映像・音声・文字情報制作業)

3 その他の行為類型（共同研究開発等）

基本的な考え方【中企庁・特許庁】

- ✓ **共同研究開発によって得られた成果の帰属は、技術やアイデアの貢献度によって決められる**ことが原則であること。
- ✓ 一方当事者のみが技術やアイデアの提供を行っている場合に、他方の当事者のみに単独で帰属させる際には、適切な対価を支払うこと。
- ✓ 知的財産権等を提供した当事者が望めば、共同研究の成果を当該当事者も利用できるよう、**共同研究に携わった当事者の利用可能性に配慮**すること。

基本的な対応方針【中企庁・特許庁】

- **共同研究開発実施に当たっての配慮**：各当事者の貢献度の整理や、共同研究開発前に保持していたノウハウ等の適切な管理を行うこと。

3 その他の行為類型（共同研究開発等）

独占禁止法の考え方（成果物の不当な帰属等）【公取委】

取引上の地位が他方当事者に優越している一方当事者が、取引の相手方である他方当事者に対し、

知的財産権の一方的帰属

・ 正当な理由がないのに、共同研究開発の成果に基づく知的財産権の無償提供等を要請する場合

名ばかり共同研究開発等

・ 正当な理由がないのに共同研究開発等の成果の全部又は一部の無償提供等を要請する場合

- 当該他方当事者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、**優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。**

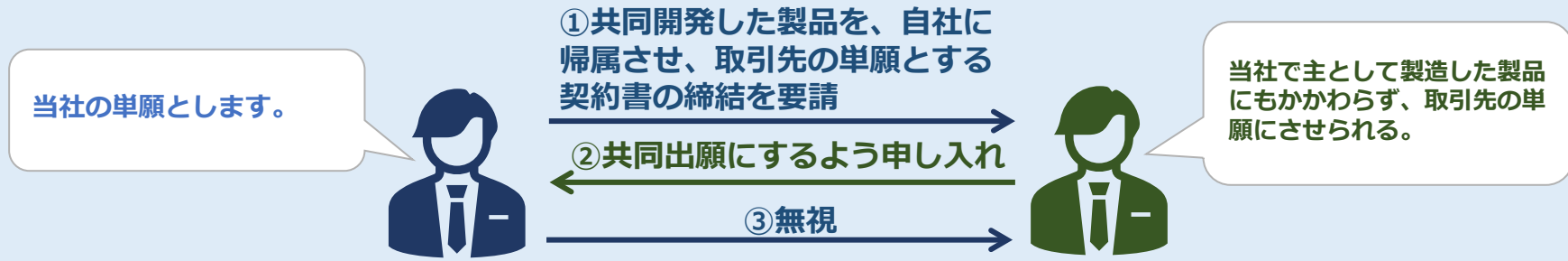
競争政策上の望ましい対応【公取委】

独占禁止法（優越的地位の濫用）等の問題行為となるリスクを未然に防止するため、契約を締結する際には、成果物創出への貢献度等を踏まえた取引条件について、取引の相手方に提示した上で、当該取引条件を提示した理由について十分に説明するなど、取引条件をあらかじめ明確にして、十分協議した上で決定することが望ましい。さらに、当該取引条件を事実上の商慣習として扱うのではなく、書面で明示するなど、記録に残しておくことが望ましい。

3 その他の行為類型（共同研究開発等）

問題となり得る事例（成果物の不当な帰属等）【公取委】

例：知的財産権を一方的に相手方のみの帰属とされた事例（事例3-3）



知的財産権の一方的帰属

自社と取引先の双方のアイデア、ノウハウ、技術等を用いて共同研究開発し、自社が主として製造した製品について、取引先から単願とすることを一方的に要請され、共同出願にするよう求めたが無視され、取引先の単願とすることを受け入れざるを得なかった。

(3-3・非鉄金属製造業)

名ばかり共同研究開発等

取引先との共同研究開発において、自社のみがノウハウを提供し、大半の費用を負担し製造した試作品について、取引先から共同出願をする旨の契約締結を要請され、ひな形であることを理由に修正されず、受け入れざるを得なかった。

(3-5・情報通信機械器具

製造業)

名ばかりの共同研究開発等

取引先との基本契約書において、生み出された発明を全て当該取引先に帰属させる旨の契約書の締結を一方的に要請された。交渉を申し入れたが、聞き入れてもらえず、受け入れざるを得なかった。

(3-7・電気機械器具製造業)

3 その他の行為類型（共同研究開発等）

独占禁止法の考え方（成果物に関する不当な条件設定等）【公取委】

取引上の地位が他方当事者に優越している一方当事者が、取引の相手方である他方当事者に対し、

共同研究開発の成果物の利用制限※

・一方的に、合理的な期間又は範囲に限らず、共同研究開発の成果に基づく商品・役務等の販売先の制限を要請する場合

最恵待遇条件※

・当該他方当事者にメリットのない最恵待遇条件の設定を要請する場合

共有知的財産権の不利な取扱い

・一方的に、特許権の実施の制限を要請する場合

- 当該他方当事者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、**優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。**

※知財取引指針では、排他条件付取引や拘束条件付取引に該当する可能性も示しています。

競争政策上の望ましい対応【公取委】

独占禁止法（優越的地位の濫用）等の問題行為となるリスクを未然に防止するため、契約を締結する際には、成果物創出への貢献度等を踏まえた取引条件について、取引の相手方に提示した上で、当該取引条件を提示した理由について十分に説明するなど、取引条件をあらかじめ明確にして、十分協議した上で決定することが望ましい。さらに、当該取引条件を事実上の商慣習として扱うのではなく、書面で明示するなど、記録に残しておくことが望ましい。

3 その他の行為類型（共同研究開発等）

問題となり得る事例（成果物に関する不当な条件設定等）【公取委】

例：共同研究開発の成果物の利用を制限された事例（事例3-9）

共同研究開発の成果物を、自由に販売すること等を制限する規定を入れさせていただきます。



共同研究開発の成果物の利用を制限



当社のノウハウのみを用いて開発した成果物であるが、今後の取引への影響を懸念し、取引先からの利用制限を受け入れざるを得ない。

共同研究開発の成果物の利用制限

取引先との共同研究開発において、自社のノウハウのみを用いて試作品を開発製作したところ、取引先から、

- i 当該取引先やその子会社・関連会社が同意なく無償で成果物やその知的財産権を利用又は実施できる旨の規定、
- ii 本契約終了後、一定期間、自社が当該知的財産権を用いた製品を自由に販売することを制限する規定、
- iii これらの規定は本契約終了後も知的財産権が存続する限り有効とされることとする規定

が記載された共同研究開発契約の締結を一方的に要請され、受け入れざるを得なかった。

(3-9・輸送用機械器具製造業)

最恵待遇条件

取引先から、共同研究開発の成果物は自社に帰属するものの、一定期間内は当該取引先に独占的に供給することに加えて、当該期間経過後も当該取引先に最恵待遇条件で供給することを内容とする共同研究開発契約の締結を一方的に要請され、受け入れざるを得なかった。

(3-10・化学工業)

共有知的財産権の不利な取扱い

互いに同等に実施できることを前提に共同研究開発に参加したところ、自社が特許権を実施できないという内容の契約の締結を一方的に要請され、受け入れざるを得なかった。

(3-11・金属製品製造業)

3 その他の行為類型（共同研究開発等）

実践例【中企庁】

1 成果物の帰属主体の決定に関する取組

共同研究開発の実施時に取引先と成果物の帰属の決定方法について明確化している事例

共同研究開発で創出された成果物の帰属について、いずれの当事者の秘密情報に基づくかにより判断する旨、双方の秘密情報に基づく場合には共同出願とする旨を取引先と合意している。
(3-4・繊維工業)

共同研究開発で創出された成果物について、開発の寄与度に応じて帰属を決定することを契約書において明確化している。(3-5・電気機械器具製造業)

共同研究開発を行う際、共同出願の持分は、両者の貢献度に応じてフェアに決めることとし、機械的に決めることはせず、協議を重ねてお互いが納得できるようにしている。(3-6・化学工業)

2 成果物の適切な分配に向けた取組

成果物の行使に関する条項を具体的に定めることとしている事例

共同研究開発で創出された知的財産権を共同出願し共有することとなる場合、可能な限り、協議により決定するといった条項を避け、共有知的財産権の行使に係る条項を契約締結時にあらかじめ具体的に決定することとしている。(3-7・繊維工業)

成果物の自社使用に係る条項の設定により利益の調整を図っている事例

共同研究開発で創出した知的財産権を取引先に単独で帰属させる場合であっても、自社の無償利用を承諾してもらうなど、利益の均衡を図るよう取引先と交渉することとしている
(3-8・生産用機械器具製造業)

4 取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法における行為類型ごとの適用関係①

行為類型	取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法に違反しうる行為	主な適用条文※ 1、2		
情報の管理	ノウハウ等の一方的な開示要請	一方的な開示要請（技術情報）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当な経済上の利益の提供要請（取適法第5条第2項第2号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第1号、以下同じ。） ・ 買ったたき（取適法第5条第1項第5号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号、以下同じ。） ・ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（取適法第5条第2項第4号、以下同じ。） 	
		一方的な開示要請（設計図面、設計・加工データ等）		
		一方的な開示要請（工場見学等）		
		一方的な開示要請（産業データ）		
	NDAの締結拒否等※ 3	NDAの締結拒否	—	
		片務的NDAの締結		
知的財産権の価値の適切な評価	知的財産権等の不当な対価設定等	取引の対価の一方的決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買ったたき ・ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止 	
		知的財産権等の対価の不設定		
		対価設定方法の一方的決定		
	知的財産権等の不当な譲渡要請等	著作権の無償譲渡の要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当な経済上の利益の提供要請 ・ 買ったたき ・ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止 	
		無償ライセンスの要請		
		著作権の帰属条項の設定		
著作者人格権の不行使条項の設定		—		
中間成果物等の譲渡要請等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当な経済上の利益の提供要請 ・ 買ったたき ・ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止 			
無償の技術指導、技術検証(PoC)、試作品製造等に係るもの				

※ 1 優越的地位の濫用（独占禁止法）の考え方を示した各行為類型について、取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法における主な適用条文としては、上表のものが考えられる。

※ 2 取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の該当性は、個別の取引における個別事情を踏まえ判断されるものであるから、実際の発注者・受注者間の取引における個別事情を踏まえ、「主な適用条文」に記載がない取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法の各規定が適用される場合もあることに留意されたい。

※ 3 NDAの締結を拒否した後に取引先に社外秘データ等を提出させられたような場合には、不当な経済上の利益の提供要請（取適法第5条第2項第2号、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第1号）が問題となり得る。

4 取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法における行為類型ごとの適用関係②

行為類型	取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法に違反しうる行為		主な適用条文	
その他の行為類型	出願干渉		—	
	知財訴訟等のリスク転嫁		<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当な経済上の利益の提供要請 ・ 買ったたき ・ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止 	
	共同研究開発等	共同研究開発等における成果物の不当な帰属等	知的財産権の一方的帰属 名ばかり共同研究開発等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当な経済上の利益の提供要請 ・ 買ったたき ・ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止
		共同研究開発における成果物に関する不当な条件設定等	共同研究開発の成果物の利用制限	—
			最恵待遇条件 共有知的財産権の不利な取扱い	

4. 相談窓口等

相談窓口

本指針において示された取引に対処すべく、各行政機関等で開設・構築している相談窓口や体制を幅広く紹介している。

1 独占禁止法、取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の観点からの相談窓口や体制

公正取引委員会への直接相談 【公正取引委員会】	03-3581-5471 (代表) https://www.jftc.go.jp/soudan/index.html	フリーランス・トラブル110番 【厚生労働省】	0120-532-110 (フリーダイヤル) https://freelance110.mhlw.go.jp/
不当なしわ寄せに関する取適法の相談窓口 【公正取引委員会】	0120-060-110 (フリーダイヤル) https://www.jftc.go.jp/soudan/soudan/toriteki.html	独占禁止法相談ネットワーク 【商工会議所及び商工会】	https://www.jftc.go.jp/soudan/madoguchi/soudan-net.html
取引かけこみ寺 【中小企業庁（全国中小企業振興機関協会）】	0120-418-618 (フリーダイヤル) https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihihi/kakekomi.html		

2 知財の保護・活用の観点からの相談窓口や体制

INPIT知財総合支援窓口 【INPIT】	0570-082100 https://chizai-portal.inpit.go.jp/area/	評価人推薦制度 【日本弁理士会】	03-3519-2709 https://www.jpaa.or.jp/about-us/attached_institution/management/management-02/
営業秘密支援窓口 【INPIT】	03-3581-1101 (内線3823) https://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradesecret/madoguchi.html	よろず支援拠点・価格転嫁サポート窓口 【中小企業庁（中小機構）】	全国47都道府県に設置 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihihi/tenka_support.html
文化芸術活動に関する法律相談窓口 【文化庁】	相談フォーム https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi/index.html		特許庁 https://www.jpo.go.jp/index.html
農業知財総合支援窓口 【JATAFF】	相談フォーム https://www.jataff.or.jp/project/hinsyu/contact.html	知財経営支援ネットワーク 【特許庁、中企庁、INPIT、日本弁理士会、日本商工会議所】	中小企業庁 https://www.chusho.meti.go.jp/
放送コンテンツ制作取引・法律相談ホットライン 【総務省】	相談フォーム https://hosocontents-tekitori.go.jp/		INPIT https://www.inpit.go.jp/
弁護士知財ネット	相談フォーム https://iplaw-net.com/consultation		日本弁理士会 https://www.jpaa.or.jp/
			日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/

その他、知的財産に係る取引を行うに当たり注意すべきポイントをまとめたものとして、下記4種の契約書ひな形について、附属資料としてウェブページ上に掲載。

秘密保持契約書



取引開始前の技術・ノウハウ漏えいを防ぐ
▶ 秘密保持契約書の締結が第一歩！

知的財産権等の取扱いに関する契約書 (開発委託契約)



開発成果が相手方に帰属する場合は開発委託
▶ 既存技術は守った上で、適正な対価を

共同開発契約書



共同開発は事業化を見据えて慎重に
▶ 共同開発の開始はゴールではない！

知的財産権等の取扱いに関する契約書 (製造委託契約)



しっかりと今後の事業展開を見据えた取引を！
▶ 製造委託契約で明確にすべきこと

御清聴ありがとうございました

その他、知財取引指針についての詳細は、下記のページを御確認ください。

掲載URL [トップページ>独占禁止法>施策別ページ>知的財産分野関係](https://www.jftc.go.jp/dk/chizaitorihiki/index.html)
<https://www.jftc.go.jp/dk/chizaitorihiki/index.html>

